

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

地域「人・物」振興計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町

3. 地域再生計画の区域

耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町の全域

4. 地域再生計画の目標

三町は、福島県の西部に位置し、豊かな森林と美しい田畑が広がる農林業を基幹産業とした農山村地域である。

近年、同地区では高齢化・過疎化が進行（65歳以上の高齢者が38.2%（西会津町）、35.9%（柳津町）、42.5%（三島町）を占めるとともに、過去5年間の人口が8.0%減少）しており、人・物の相互交流による地域活性化が求められている。このことから三町が樹立している第5次山村振興計画の振興施策には、「利便性の向上を図る主要町道の整備」や「森林資源の育成と有効活用を図るための林道の整備」を振興事業として位置づけ、特に次の点を早急に取り組まなければならない課題としている。

- (1) 三町の隣接する地域には高齢者世帯が居住する小さな集落が点在しており、冬期間の生活道路の確保並びに病院までのアクセス改善が急務となっている。
- (2) 三町の豊富な森林資源を活用した農林業の振興が期待されており、林道開設による林業生産活動の効率化、低コスト化及びきのこ類、わらび、桐など特用林産物、ミネラル栽培のトマト、キュウリの運搬に伴う市場までのアクセス改善が望まれている。
- (3) 西会津町の徳沢集落及び大滝集落、柳津町の大成沢集落、三島町の大石田集落及び西方集落では、災害等による緊急時の迂回路が未整備であり、道路の拡幅、ネットワークの構築が急務となっている。

これらの課題を解決するために、道整備交付金事業を活用した町道、林道の整備を早急を実施するとともに、中山間地域等直接支払推進交付金や補助事業による森林整備や用排水整備などを併せて実施することで、定住環境の改善及び産業の振興が促進されるものと期待されている。さらに、これら事業の相乗効果として地域内外の人・物の交流・物流が活発となり、ひいては農林業・商業・観光業などの活性化に繋がっていくことも期待されている。

（目標1）道路、林道整備による拠点施設へのアクセス改善（病院から芝倉集落まで20分短縮）

（目標2）林産物の物流効率化（芝倉集落から国道49号線まで10分の短縮）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

柳津町と西会津町を結ぶ「林道青坂芝倉線、長窪芝倉線」及び三島町と西会津町を結ぶ「林道大山美坂高原線」を集中的に整備することにより、病院や集落間の移動時間の短縮並びに林産物の物流効率化が図られ、地域の定住環境改善と産業振興に大いに寄与することとなる。

柳津町の大成沢地区にある「林道漆峠線」の舗装工事を行うことにより、森林基幹道飯豊檜枝岐線（新鶴・柳津区間）との連絡線形となり、大成沢集落の生活道路及び周辺集落の緊急時の迂回路などの重要な役割を担うこととなる。

また、西会津町の国道459線と徳沢集落を結ぶ町道徳沢3号線の拡幅工事及び主要地方

道柳津昭和線と林道大峰線を結ぶ林道中野大峰線の開設工事を行うことにより、緊急時の迂回路になることから重要な役割を担うこととなる。

さらに、柳津町の基幹的な道路である「町道八坂野大野線」の拡幅工事などを行うことにより、国道、県道、町道、農林道による効率的な道路ネットワークが構築され、「広域農道会津パールライン」を經由し、会津若松市方面、三島町方面への通勤時間の短縮（10分）が図られる。

（5 - 2）法第4章の特別措置を適用して行う事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始にかかる手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

町道：道路法第8条に基づき議会の議決を得ている。

林道：森林法第5条に基づき地域森林計画に登載済み。

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域） 実施主体]

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・町道（西会津町、柳津町） | 西会津町、柳津町 |
| ・林道（西会津町、柳津町、三島町） | 福島県、柳津町、三島町 |

[事業期間]

- ・町道（平成17～21年度）
- ・林道（平成17～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道1.8km、林道13.0km
- ・総事業費1,669,280千円
 - 町道250,000千円（うち交付金125,000千円）
 - 林道1,419,280千円（うち交付金772,725千円）

（5 - 3）その他の必要な事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域「人・物」振興計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

農林水産省の「中山間地域等直接支払推進交付金」を活用し、集落協定又は個別協定に基づき、農業生産活動や耕作放棄地の防止を図る。

林野庁の森林整備事業を活用し、下刈りや間伐等を積極的に行うほか、用排水の整備や林間広場の整備を行い、地域住民の生活環境を改善し住民の定住化の促進を図る。

臨時地方道交付金、町単独事業により、地域の道路ネットワーク構築を推進し、多様な利便性の向上を図る。

6．計画期間

平成17年度～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年度必要な調査（進捗状況の確認、地元住民からの聞き取り調査）を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」（西会津町、柳津町、三島町、福島県、必要に応じて地区代表）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8．その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし